

# 2021年度 カーディフ生命保険株式会社 決算公告

2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	11,850	保険契約準備金	48,641
預貯金	11,850	支払準備金	11,678
有価証券	77,674	責任準備金	23,571
国債	16,020	契約者配当準備金	13,392
地方債	8,704	代理店借入金	20
社債	7,162	再保険借入金	577
株式	7,947	その他負債	9,165
外債	37,195	借入税金等用金	7,700
その他の証券	642	未払法人税	1,007
有形固定資産	86	未払法人費用	243
建物	46	預産除り去債	162
その他の有形固定資産	40	資産仮受	45
無形固定資産	12,891	その他他の負債	0
ソフトウェア	509	退職給付引当金	5
のれん	12,271	役員退職慰労引当金	1,123
その他の無形固定資産	111	価格変動準備金	0
再保険	628	負債の部合計	206
その他の資産	659		59,736
未収金	403	(純資産の部)	
前払費用	38	資本剰余金	20,600
未収料金	89	資本準備金	27,900
預託金	121	その他資本剰余金	20,600
繰延税金	5	利益剰余金	7,300
資産合計	7,540	その他利益剰余金	3,388
		緑越利益剰余金	3,388
		株主資本合計	3,388
		その他有価証券評価差額金	△295
		評価・換算差額等合計	△295
		純資産の部合計	51,593
資産の部合計	111,330	負債及び純資産の部合計	111,330

## (注記事項)

### 1. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金のうち有価証券に準じるもの）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、子会社株式については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### (2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却方法は定額法により行っております。

#### (3) 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアについては利用可能期間に基づく定額法、のれんについては15年間の定額法により行っております。

#### (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。

(5) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき計上しております。なお、当期末において、貸倒引当金の計上はありません。

(6) 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に関する会計基準に基づく小規模企業等における簡便法を採用し、当期末において発生していると認められる要支給額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、社内規定に基づく支給見込額を計上しております。

(8) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。

(10)責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方ににより計算しています。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、追加責任準備金を積み立てております。

1. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

2. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式に変更しております。なお、計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険会社の資産及び負債の性格に基づき安全性・収益性・流動性に十分配慮しながら、中長期的に安定した収益の確保を目指すことを運用の基本方針として、円貨建公社債を中心とした投資を行っております。保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産運用は、各特別勘定の流動性を確保しつつ、投資信託による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融資産は有価証券が大宗を占め、主に円貨建公社債（円貨建外債を含む）と国内株式、投資信託から構成されております。一般勘定で運用する有価証券は、国債、地方債、政府保証債、円貨建外債、国内株式などから構成され、「その他目的」区分で保有しております。これらは金利及び価格変動リスク、ならびに信用リスクに晒されております。金利及び価格変動リスクとは金利や株価の変動により保有資産の市場価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。なお、特別勘定で運用する有価証券は「売買目的」区分で保有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の金融資産に係る金利及び価格変動リスク、ならびに信用リスク管理につきましては、当社のリスク管理基本規程ならびに資産運用方針に基づき、資産配分や金利感応度及び信用供与枠の抵触状況をリスク管理担当部署が日次でモニタリングするとともに、四半期毎に投資委員会ならびにその上位機関である統合リスク管理委員会へ報告する体制となっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	70,059	70,059	—
売買目的有価証券	642	642	—
その他有価証券	69,416	69,416	—
資産計	70,059	70,059	—
借入金	7,700	7,701	1
負債計	7,700	7,701	1

関係会社株式及び非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。これらの当期末における貸借対照表価額は、7,615百万円であります。

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	16,353	53,705	—	70,059
売買目的有価証券	—	642	—	642

その他の証券	—	642	—	642
その他有価証券	16,353	53,063	—	69,416
国債	16,020	—	—	16,020
地方債	—	8,704	—	8,704
社債	—	7,162	—	7,162
株式	332	—	—	332
外国証券	—	37,195	—	37,195
資産計	16,353	53,705	—	70,059

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
借入金	—	—	7,701	7,701
負債計	—	—	7,701	7,701

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても、市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、外国証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、独立した第三者から入手した価格を用いて評価しております。これらの価格は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しており、評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。

算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

借入金

全額が期限前弁済及び金利ステップアップ条項の付いた劣後ローンであり、その時価は、契約に基づくキャッシュ・フロー合計額を、残存期間に応じたスワップレートに信用スプレッドを加味した割引率を用いた現在価値としております。なお、残存期間につきましては、金利ステップアップ時に全額を一括弁済する前提を置いております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は70百万円であります。
6. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、691百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
7. 関係会社に対する金銭債権の総額は3,462百万円、金銭債務の総額は7,751百万円であります。
8. 繰延税金資産の総額は7,550百万円、繰延税金負債の総額は9百万円であります。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金6,743百万円及び資産調整勘定（税務のれん）240百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、代理店手数料7百万円であります。  
当年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費6.17%であります。
9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

イ. 当期首現在高	13, 532 百万円
ロ. 当期契約者配当金支払額	12, 072 百万円
ハ. 利息による増加等	－ 百万円
二. 契約者配当準備金繰入額	11, 931 百万円
ホ. 当期末現在高	13, 392 百万円

10. 関係会社の株式は 7, 300 百万円であります。
11. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は 857 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
12. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 425 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 175 百万円であります。
13. 借入金は、その全額が他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
14. 1 株当たり純資産額は 1, 252, 278 円 16 銭であります。
15. 金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2021年度 2021年 4月 1日から  
2022年 3月 31日まで 損益計算書

(単位:百万円)

科 目						金額
経常 収 益						66,969
保険 料 等 収 入						66,555
保 再 保 保 險 運 用 収 入						62,962
資 利 利 息 及 び 預 金 配 当 金 等 収 入						3,593
有 価 証 券 利 息 利 息 収 入						414
有 価 証 券 売 却 収 入						364
特 別 別 勘 定 資 産 運 用 収 入						0
そ の 他 経 常 収 入						363
そ の 他 の 経 常 収 入						10
そ の 他 の 経 常 収 入						39
そ の 他 の 経 常 収 入						0
そ の 他 の 経 常 収 入						0
経常 費 用						49,947
保険 金 等 支 払 金						43,675
保 年 金 付 戻 金						12,880
年 給 金 金 付 戻 金						4
解 約 金 付 戻 金						25,621
そ の 他 金 付 戻 金						55
再 保 金 付 戻 金						769
責 任 支 準 金 額 入 額						4,344
責 任 支 準 金 額 入 額						1,817
資 產 運 用 費 用						971
支 有 価 証 券 利 却 費 用						845
そ の 他 の 価 証 券 利 却 費 用						164
事 そ の 他 の 業 経 常 費 用						91
そ の 他 の 税 減 価 償 却 費 用						0
そ の 他 の 職 税 退 金 引 当 金 繰 入 額						72
そ の 他 の 税 減 価 償 却 費 用						3,860
そ の 他 の 業 経 常 費 用						429
そ の 他 の 税 減 価 償 却 費 用						138
そ の 他 の 職 税 退 金 引 当 金 繰 入 額						208
そ の 他 の 税 減 価 償 却 費 用						77
そ の 他 の 業 経 常 費 用						3
経常 利 益						17,022
特別 利 益						-
特別 損 失						25
固 定 資 産 等 処 分 損						0
価 格 变 動 準 備 金 繰 入 額						25
契約者 配 当 準 備 金 繰 入 額						11,931
税 引 前 当 期 純 利 益						5,065
法 人 税 及 び 住 民 税						1,839
法 人 税 等 調 整 額						△159
法 人 税 等 合 計						1,679
当 期 純 利 益						3,385

(注記事項)

1. 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

(1) 保険料は、原則として、保険契約に基づき収納したものについて、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、期末において未経過期間に対応する保険料については、責任準備金を積み立てております。

(2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 関係会社との取引による収益の総額は4,857百万円、費用の総額は1,878百万円であります。

3. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券8百万円、外国証券1百万円であります。

4. 有価証券売却損の内訳は、外国証券0百万円であります。

5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は238百万円、責任準備金繰入額の計算上差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は0百万円であります。

6. 1株当たりの当期純利益は、82,181円61銭であります。

7. 関連当事者との取引に関する事項

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	BNPパリバ・カーディフ	被所有直接75%	従業員による役員の兼任	借入利息支払(注)	72	借入金	6,160
						未払費用	1
その他の関係会社	三井住友信託銀行株式会社	被所有直接20%	役員の兼任	借入利息支払(注)	18	借入金	1,540
						未払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市中金利及び信用力等を勘案して算定した金利に基づくものです。

8. 金額は百万円未満を切捨てて表示しております。